

議案第3号

二宮町印鑑条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月18日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正により、印鑑の登録資格を見直すことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町印鑑条例の一部を改正する条例

二宮町印鑑条例（昭和53年二宮町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2） 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第3号) 二宮町印鑑条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p>